

成田市と成田市内郵便局との包括連携に関する協定書

成田市（以下「甲」という。）と別表に掲げる成田市内郵便局（以下「乙」という。）は、「住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる空の港まち なりた」という将来都市像の実現を目指す、次世代に誇れるまちづくりを推進するために、市民サービスの向上に係る連携協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が有する資源を相互に活用することが有意義と認められる事項について、連携を行うことにより、郵便局のネットワークを通じて、市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について業務に支障のない範囲で、協力するものとする。

- （1）安全で安心な暮らしの実現に関する事項
- （2）地域福祉活動に関する事項
- （3）産業経済の活性化に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が協議し必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組事項、実施方法等については、甲及び乙が協議の上、別に定める。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を更新したものとみなし、以降もまた同様とする。

（個別協定等）

第5条 甲及び乙は、第2条第1項に掲げる協力事項を実施するため、必要に応じ個別協定等を締結することができる。

（連絡会議）

第6条 甲及び乙は、第2条第1項各号に掲げる事項を円滑に推進するため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

（代表）

第7条 この協定の締結において、成田郵便局長は乙を代表する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月24日

千葉県成田市花崎町760番地
甲 千葉県成田市
成田市長

千葉県成田市赤坂二丁目1番地3
乙 日本郵便株式会社
成田郵便局長

小泉 一成

吉田 悦治

別表

郵便局の名称	所在地
成田郵便局	成田市赤坂 2-1-3
三里塚郵便局	成田市大清水 54-1
久住郵便局	成田市飯岡 357
豊住郵便局	成田市北羽鳥 2030
成田押畑郵便局	成田市押畑 1843
成田駅前郵便局	成田市不動ヶ岡 1109-3
成田遠山郵便局	成田市十余三 1-2
成田東町郵便局	成田市東町 607-21
三里塚御料郵便局	成田市三里塚 6
松崎郵便局	成田市松崎 251-1
宗吾郵便局	成田市宗吾 3-566
成田公津の杜郵便局	成田市公津の杜 3-3-9
成田中台郵便局	成田市中台 6-1-4
成田加良部郵便局	成田市加良部 5-5-4
成田吾妻郵便局	成田市吾妻 3-52-5
成田玉造郵便局	成田市玉造 3-6-3
成田西口郵便局	成田市馬橋 3-19
小御門郵便局	成田市名古屋 1208-3
下総郵便局	成田市猿山 1131
大栄郵便局	成田市伊能 222-4
昭栄郵便局	成田市吉岡 14-4